

H28.2.8 生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議にて了承された内容(抜粋)

## 生物多様性国家戦略 2012-2020 における国別目標の評価

生物多様性国家戦略 2012-2020 で設定した、国別目標の達成状況を把握するための指標の評価については、「生物多様性国家戦略 2012-2020 の実施状況の点検結果」として、生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議により平成 26（2014）年 3 月 14 日付けで公表されているが、同戦略の主要行動目標 E-2-4 に基づく、愛知目標達成に向けたわが国の国別目標に関する中間評価のため、平成 27（2015）年 6 月現在の数値に基づき、指標全体の評価を行った。その結果を、平成 27（2015）年度までを期限としている取組の状況と併せ、代表的な指標の動向等から、生物多様性国家戦略 2012-2020 が策定された平成 24 年以降、国別目標の状況として、次のことが言える。

生物多様性に関する地方自治体や事業者等による取組は広がりを見せているものの、国民全体の「生物多様性」の言葉の認知度が向上していないことから（国別目標 A-1）、生物多様性の主流化に向けた取組の強化について、重点的な検討が必要である。なお、農林水産業分野及び観光業分野の生物多様性の主流化は、国際的にも注目されており、生物多様性条約 COP13 でも主要な議題となる予定である。

自然生息地の再生が進み、自然生息地の損失速度及び劣化・分断は減少しつつあるほか、一部の野生鳥獣の増加による自然生態系への影響に対し、現在、新たな取組が進められている（国別目標 B-1）。持続可能な農林水産業については、一部で資源水準の低下は見られるものの、指標の動向から全般に取組が進んでいる（国別目標 B-2）。また、水質環境基準は、健康項目に関する水質環境基準はほとんどの地点で達成しているが、閉鎖性水域における全窒素・全リンの環境基準の達成状況は、地域や年度により異なっており、湖沼の全窒素は達成率が低くなっている（国別目標 B-3）。保護地域については、目標達成に向けて沿岸域及び海域の保護地域指定を進める必要があるとされた（国別目標 C-1）ほか、脆弱な生態系のひとつであるサンゴ礁の平均被度が減少し、十分な回復が見られていない（国別目標 B-5）。このため、生物多様性保全と持続可能な利用の観点から見た国土の保全管理と生態系サービスの利用に関する取組について、重点的な検討が必要である。

近年、ニホンジカやイノシシなどの一部の鳥獣については、急速に生息数が増加するとともに生息域が拡大し、その結果、自然環境や農林水産業、生活環境への被害が拡大・深刻化している。外来種では、法に基づく防除の確認・認定件数が増加しており、マングース対策のように効果が確認されているものもある（国別目標 B-4）。また、国内希少野生動物種の指定数は増加している（国別目標 C-2）。これらについて、現在、新たな取組が進められており、それぞれ対策の進展はみられているが、課題解決には至っていない状況にある。そのため、鳥獣保護管理の抜本的な強化や絶滅のおそれのある野生生物種の保存及び外来種対策の強化に関する取組について、今後も重点的に検討する必要がある。